

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年9月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400032号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400068号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(令和2年6月1日)及び取得年月日(令和3年9月1日)を取り消し、令和2年6月から令和3年8月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

令和2年6月1日から令和3年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月1日から令和3年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年6月1日から令和3年9月1日まで

A社には令和4年6月6日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が令和2年6月1日と記録されていたため、確認請求をしたところ、令和3年9月1日から令和4年6月1日までの期間については、年金事務所において保険給付の対象となる記録に訂正されたものの、請求期間については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年9月分、同年10月分、同年11月分、令和3年7月分、同年8月分及び同年9月分の給与明細書、令和2年分及び令和3年分の給与所得の源泉徴収票、預金通帳並びに金融機関から提出された給与振込口座の取引推移一覧表(以下「給与明細書等」という。)により、請求者が請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から令和2年6月1日から令和3年9月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料

納付について、回答が得られないが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が令和2年6月1日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として当該資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400036 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2400027 号

第1 結論

昭和 55 年*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間及び平成 4 年 1 月から平成 6 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 35 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 昭和 55 年*月から昭和 59 年 3 月まで
② 平成 4 年 1 月から平成 6 年 1 月まで

請求期間①について、成人した時より両親から、大学生までは納付するので、卒業して自立してからは自身で納付するようと言いつけられていたため、私の両親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間②について、はっきりとは覚えていないが、ある程度まとめてから A 市役所の窓口で印紙を購入し、納付書とともに国民年金保険料を納付していた記憶がある。また、請求期間②直後の平成 6 年 2 月から平成 8 年 3 月までの期間についても、B 市に転居するまでは A 市に居住していたが、当該期間は納付済みと記録されており、請求期間②を納付していないはずはない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、請求期間当時は大学生であったため、両親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、請求者は国民年金の加入手続き及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする両親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」）によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した「平成 4 年 1 月 21 日」と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該資格取得日は、平成 4 年 7 月 28 日に入力処理されているため、請求者の国民年金番号「*」は同年 7 月頃に初めて払い出されたと推認でき、請求者が同年 1 月 21 日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は請求期間①において国民

年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、請求期間①当時に国民年金の加入手続きを行い、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索においても、請求者に当該期間当時、国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①当時に居住していたとするC市は、保存期限経過のため、請求期間に係る資料はない旨回答している。

また、請求期間②について、請求者は、はっきりとは覚えていないが、ある程度まとめてからA市役所の窓口で印紙を購入し、納付書とともに国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、A市報（昭和46年2月20日）によると、A市で国民年金の納付方法が印紙検認から納付書により現金で国民年金保険料を納める方式になったのは昭和46年度からであることが掲載されており、請求者の主張する印紙購入による国民年金保険料の納付方法とは相違している。

さらに、請求者の年金手帳によると、平成7年8月1日にA市からB市へ住所変更していることが確認できるところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間②直後のA市に居住していた期間を含む平成6年2月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料については、B市に在住中の同年3月にまとめて納付していることが確認でき、当該納付時点において、請求期間②は時効により国民年金保険料を納付することができない。

加えて、A市は、請求期間②に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料はないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400339 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400069 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月初旬から平成 28 年 * 月 * 日まで

A社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者となった記録がないことから、訂正請求を行ったものの、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A社の事業主の回答及び同社の従業員の陳述により、入社日の特定はできないが、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められるものの、同社の事業主は、当社は社会保険には加入していない旨回答していること、ii) 商業登記簿謄本で確認できる所在地において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないこと、iii) A社の事業主は、請求期間当時の資料は保有していないが、社会保険に加入していないことから、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している上、請求者が請求期間当時の給与明細書として提出した 120 枚の書類（うち、4枚は支給月のみの記載）において、その記載内容から報酬及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iv) 請求者及びB市役所から提出された請求者に係る平成 22 年度から平成 29 年度までの市民税・県民税課税証明書等においても、社会保険料控除に関する記載はないことから、既に令和 2 年 9 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は新たな資料として、B市役所が保有する請求者の平成 26 年度から令和 2 年度までの給与支払報告書（支払者：A社）（以下「給与支払報告書」という。）の他、前回の訂正請求において提出された資料を含めた複数の資料を提出し、記録の訂正を求めている。

しかしながら、上記の給与支払報告書については、社会保険料等の金額欄が空欄又は 0 円と

されており、また、給与支払報告書以外の複数の資料についても検証を行ったものの、請求期間当時に厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認又は推認することができない。

なお、A社については、上述のとおり請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものの、オンライン記録によると、令和4年9月27日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。